

平成 28 年 7 月 7 日

中小企業等経営強化法の経営力強化税制の証明書の 申請書提出方法について

一般社団法人日本配電制御システム工業会

当工業会は平成 28 年 7 月 1 日施行の中小企業等経営強化法の経営力強化税制設備のうち、電気業用設備「太陽光発電等新エネの発電設備に係る受変電設備」要件についての証明書発行団体になりました。

つきましては、証明書発行を希望される製造業者等は、下記の事項をご留意の上申請書類の提出をお願いします。

◆制度の概要など（中小企業庁 Web より抜粋）

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

- ・「経営力向上計画」で稼ぐ力を強化するチャンスです！
- ・経済産業省へ経営力向上計画（当工業会発行の証明書を添付）を提出し、認定を受けます
- ・対象：160 万円以上の受変電設備（新品）、要件：エネルギー消費効率が年平均 1%以上向上により固定資産税の 3 年間、1/2 に軽減等の支援を受けられる

1. 提出書類

次に示す、様式第 1～3 に必要事項を記載のうえ、添付資料を添えて申請してください。
また、申請書及び添付資料の大きさは、日本工業規格 A4 又は A4 折りとし、一式 1 部を提出してください。

- 1) 様式第 1 「中小企業等経営強化法の経営力向上設備に係る仕様証明申請書」
- 2) 様式第 2 「中小企業等経営強化法の経営力向上設備に係る仕様証明書」
- 3) 様式第 3 「中小企業等経営強化法の経営力向上設備 要件確認書内訳表」
- 4) 受配電設備全体の結線図スケルトン
- 5) 設備に使用の変圧器と旧モデルの変圧器エネルギー消費効率比較が確認できるメーカ資料
(下記 3. 記載時の注意事項参照のこと)
- 6) 郵送先(連絡先)

郵便番号 105-0012 東京都港区芝大門 2-10-2 黒田ビル

一般社団法人日本配電制御システム工業会

経営力強化税制係

Tel : 03-3436-5510 Fax : 03-3436-0738

Mail : info@jsia.or.jp

2. 証明書発行手数料

証明書発行手数料は証明書 1 通につき、

(一社)日本配電制御システム工業会会員	1,000 円(税抜)
非会員	3,000 円(税抜)

手数料は、証明書発行時に請求書を添えてお送りしますので指定口座にお振込みください。
なお、振込料はご負担願います。

3. 記載時の注意

申請書及び添付資料は次を注意のうえ、記入例を参考に記載してください。

- 1) 申請者は、原則受変電設備製造業者とするが、申請者が製造業者同様に内容を正確に判断できる場合はこの限りでない。

(設備の計画時に受変電設備製造業者が決定していない場合があるため)

必要により、【様式第 4】により、設備設置業者等より依頼書の提出を受けてください。

(当会への申請書提出時には【様式第 4】は不要です)

- 2) 申請書【様式第 1】及び証明書【様式第 2】に記載する、企業の代表者名は当該設備に係る組織の代表者名（社長、工場長、部長など）としてください。

- 3) 申請者は、証明書記載例を参考に、必要事項を記載ください。

- 4) 要件の確認は、変圧器のエネルギー消費効率で行います。

油入変圧器を設置する場合は【様式第 3-1】を、

モールド変圧器を設置する場合は【様式第 3-2】を提出してください。

確認は、【エネルギー消費効率確認資料】を参考に記載してください。

なお、当工業会会員以外の申請者の場合、および資料に記載のない製造業者の変圧器を使用する場合は、要件が確認できる客観的資料(パンフレット等)を提出してください。

- 5) 申請書は、事業所（例えば第 1 電気室、第 2 電気室等がある場合は全てを含む電気設備）ごとに作成し申請してください。

- 6) 設備全体（例えば第 1 電気室、第 2 電気室等がある場合は、全体像が分るようにする）を表した接続図（変圧器の概要が確認できる線接続図又は、簡易スケルトン図等）を添付してください。

- 7) 設備投資促進税制（H29 年 3 月まで）の申請も併用できますので、本申請と同時に申請してください。同時申請の場合、発行手数料は本制度だけの申請と同じです。